



国民年金保険料を年末調整や確定申告において申告する際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の添付・提示が義務付けられました。

所得税法の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付することが義務付けられました。

このため、1年間に納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書（ハガキ形式）が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

（10月以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌2月初旬に送付されます）

年末調整、確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

お問い合わせは、社会保険庁から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。



「扶養親族申告書」 を 忘れずに提出しましょう

年金のうち、老齢及び退職を支給事由とする年金の給付を受けている場合、所得税法上の「雑所得」として所得税がかかります。社会保険庁では、年の初回支払日の前日において、支払年金額が年額158万円（65歳未満の方は108万円）以上の方について、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することとなっています。

この所得税を算出するに当たり、「扶養親族等申告書」（ハガキ形式）を提出することによって、各種控除を受けることができます。扶養親族等申告書は前年の11月中旬に社会保険業務センターから送付され、12月上旬の提出期限日までに社会保険業務センターへ提出することになっていますので、忘れずに提出しましょう。

仙北市の医療費（8月診療分）

●国保

世帯数	6,865戸
被保険者数	15,393人
総医療費	15,796万4千円
1人あたり医療費	10,262円
1世帯あたり医療費	23,010円

●老人保健

加入者	6,098人
総医療費	34,705万5千円
1人あたり医療費	56,913円

●福祉医療

受給者	2,943人
個人負担への助成額	1,522万5千円
1人あたり助成額	5,173円